

平成30年度社員レベルアップ研修助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造地域協議会（以下「協議会」という。）が、福岡先端ものづくりカイゼン促進・雇用創造プロジェクト（以下「プロジェクト」という。）平成30年度事業計画に基づいて実施する社員レベルアップ研修助成金（以下「助成金」という。）の交付については、この要綱に定めるところによる。

(定義)

第2条 この要綱における用語は、次の各号に定めるところによる。

- (1) プロジェクト対象事業 次のアからコに掲げる産業分野のいずれかに関する事業であって、別表一に示す指定主要業種又は指定関連業種に属するものをいう。
 - ア 自動車関連産業分野
 - イ 水素・燃料電池関連産業分野
 - ウ ロボット関連産業分野
 - エ パワー半導体関連産業分野
 - オ 軽量 Ruby による組込みソフトウェア開発関連産業分野
 - カ 有機EL関連産業分野
 - キ 再生可能エネルギー関連産業分野
 - ク 医療福祉機器関連産業分野
 - ケ 航空機関連産業分野
 - コ 食品製造関連産業分野
- (2) 社員レベルアップ研修 プロジェクト対象事業における、事業拡大や新規参入等に必要な知識、技術、技能を習得することを目的として申請者が自社の従業員に受講等させるものをいう。
- (3) 先進企業等 第1号アからコまでに掲げる産業分野に関する製品の製造、研究開発、販売等の事業を実施する事業者、研究機関その他の団体であって、プロジェクト対象事業を実施する事業者が自社の従業員を当該団体に派遣し、実践的な技術又は知識を習得させることにより、プロジェクト参加事業者の技術力等の向上及び事業拡大が期待できるものとして協議会が認めるものをいう。
- (4) みなし大企業 次のアからウのいずれかに該当する事業者をいう。
 - ア 発行済株式の総数又は出資価額の総額の2分の1以上を同一の大企業（「中小企業」以外の事業者。以下同じ。）が所有している事業者
 - イ 発行済株式の総数又は出資価額の総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している事業者
 - ウ 大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている事業者
- (5) 従業員 この助成金の交付の対象となる事業者が雇用する者で次のア又はイのいずれかに該当する者をいう。
 - ア ものづくりに直接関わる部門で事業に従事する正社員

イ アに準ずる週 30 時間以上労働かつ期間の定めなく雇用された労働者

(6) 助成対象期間 助成対象期間は平成 30 年 4 月 1 日から平成 31 年 1 月 31 日とする。

(対象事業者)

第 3 条 この助成金の交付の対象となる事業者は、福岡県に事業所を有し、中小企業基本法（昭和 38 年法律 154 号）第 2 条第一項に規定する企業（以下「中小企業」という。）又はみなし大企業であって、次の各号のいずれにも該当する事業者とする。

- (1) 事業者が実施する事業が、プロジェクト対象事業に合致すると認められること
- (2) 事業者が、次の組織のいずれかの構成員であること又は構成員になることを希望する旨の届出をしていること、もしくは再生可能エネルギー関連産業分野において県がプロジェクト参加企業として指定する事業者であること
 - ① 北部九州自動車産業アジア先進拠点推進会議
 - ② 福岡水素エネルギー戦略会議
 - ③ 福岡県ロボット・システム産業振興会議
 - ④ 福岡県 Ruby・コンテンツビジネス振興会議
 - ⑤ グリーンアジア国際戦略総合特区地域協議会
 - ⑥ ふくおか医療福祉関連機器・開発実証ネットワーク
 - ⑦ 福岡県航空機産業振興会議
 - ⑧ 福岡県立地企業振興会
 - ⑨ 福岡県ものづくり中小企業推進会議
- (3) この助成金の交付の申請の日から平成 31 年 3 月 31 日までの間に 1 人以上の雇用を増加させることを協議会に誓約していること
- (4) 研修計画が適正であると認められること
- (5) 次のいずれにも該当する事業者であること
 - ① 雇用保険適用事業所の事業者であること
 - ② 助成金の交付等に係る審査に協力する事業者であること
 - ③ 厚生労働省が実施している雇用関係助成金について、交付申請日の前日から過去 3 年以内に不正受給をした事業者でないこと
 - ④ 労働保険料を滞納している事業者でないこと（交付申請した年度の前年度より前の年度の労働保険料を滞納していないこと）
 - ⑤ 交付申請日の前日から過去 1 年間に労働基準法及び最低賃金法違反を行っていない事業者であること
 - ⑥ 性風俗関連営業、接待等を伴う飲食等営業又はこれらの営業の一部を受託する営業を行う事業者でないこと
 - ⑦ 交付申請日又は支給決定日の時点で倒産している事業者でないこと
 - ⑧ 交付申請日から 1 年以内に事業を清算する事業者でないこと。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる団体又は事業者は、この助成金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団
- (2) 暴力団員が役員となっている団体又は事業者

(3) 暴力団又は暴力団員と密接な関係を有する団体又は事業者

(対象研修、対象経費、助成率等)

第4条 協議会は、事業者が実施する以下の事業（以下「助成事業」という。）に必要な経費のうち、助成金交付の対象として会長が認める経費（以下「助成対象経費」という。）について、予算の範囲内で助成金を交付する。

(1) 社内研修 自社の従業員を、自社が主催する社員レベルアップ研修に参加させる事業

(2) 社外研修 自社の従業員を、外部機関が開催する社員レベルアップ研修に参加させる事業

(3) 他社派遣研修 自社の従業員を、先進企業等に派遣し、当該先進企業等が実施する社員レベルアップ研修に参加させる事業

2 助成対象経費及び区分はそれぞれ別表二のとおりとし、助成率は10/10とする。ただし、助成金の交付額は基準額を超えないものとする。

3 前項の規定にかかわらず、助成金の交付額は、事業者が助成事業の成果により平成31年3月31日までに雇用を増加させることを予定している人数に250万円を乗じた額を超えないものとする。

(交付申請)

第5条 事業者は、助成金の交付を受けようとするときは、様式第1号により社員レベルアップ研修の受講日の14日前までに申請書を会長に提出しなければならない。ただし、平成30年4月に受講する場合はこの限りではない。

(交付決定の通知)

第6条 会長は、前条の規定による助成金交付申請書の提出があったときは、すみやかにその内容を審査し、適当と認めるときは、交付決定を行い、様式第2号による助成金交付決定通知書を事業者に送付するものとする。

2 会長は、前項に規定する交付決定をする場合において、必要に応じ、申請書の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(申請の取り下げ)

第7条 事業者は、交付決定の内容又はこれに付された条件に対して不服があることにより、助成金交付の申請を取り下げようとするときは、交付決定の通知を受けた日から10日以内にその旨を記載した書面を会長に提出しなければならない。

(計画変更、中止又は廃止の承認)

第8条 事業者は、交付決定を受けた助成金について次の各号のいずれかに該当するときは、あらかじめ様式第3号による申請書を会長に提出し、その承認を受けなければならない。

(1) 助成対象経費の区分ごとの額の配分を変更しようとするとき。ただし、それぞれの配分額のいずれか低い額の20%以内の変更を除く。

(2) 助成事業の内容を変更しようとするとき。ただし、会長が別に定める軽微な変更を除く。

(3) 助成事業が予定の期間内に完了することができないと見込まれるとき、又は助成事業の遂行が困難になったとき。

(4) 助成事業の中止又は廃止をしようとするとき。

2 協議会は前項の承認をする場合においては、様式第4号により通知する。また、必要に応じ交付決定の内容を変更し、又は条件を付することができる。

(状況報告)

第9条 事業者は、交付決定後に労働者を雇用した場合は、様式第8号により速やかに会長に報告するものとする。

2 事業者は前項の場合に加えて、助成事業の実施状況及び収支状況について会長の要求があったときは、速やかに会長に報告しなければならない。

(実績報告)

第10条 事業者は助成事業を完了したときは、その日から起算して14日間を経過した日(第8条により事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、当該承認通知を受理した日から起算して1か月を経過した日)までに様式第5号による報告書を会長に提出しなければならない。

(助成金の額の確定等)

第11条 会長は、前条の報告を受けた場合には、報告書等の書類の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る助成事業の実施結果が助成金の交付の決定の内容(第8条に基づく承認をした場合は、その承認された内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき助成金の額を確定し、様式第6号により事業者に通知する。

(助成金の支払い)

第12条 助成金は、前条の規定により交付すべき助成金の額を確定した後に支払うものとする。

2 事業者は、前項の規定により助成金の支払いを受けようとするときは、精算払請求書(様式第7号)により会長に請求しなければならない。

(交付決定の取消等)

第13条 会長は、第8条の助成事業の変更、中止又は廃止の申請があった場合及び次に掲げる場合には、第6条の交付の決定の全部若しくは一部を取消し又は変更することができる。

(1) 事業者が、法令、本要綱又は法令若しくは本要綱に基づく会長の処分若しくは指示に違反した場合

(2) 事業者が、助成金を本事業以外の用途に使用した場合

(3) 事業者が、助成事業に関して不正、怠慢、その他不適当な行為をした場合

(4) 交付の決定後生じた事情の変更等により、助成事業の全部又は一部を継続する必要がなくなった場合

2 会長は、前項の取消しをした場合において、既に当該取消しに係る部分に対する助成金

が交付されているときは、期限を付して当該助成金の全部又は一部の返還を命ずる。

- 3 前項に基づく助成金の返還及び前項の加算金の納付については、第1項第4号に規定する場合を除き、当該命令のなされた日から20日以内とし、期限内に納付がない場合は、未納に係る金額に対して、その未納に係る期間に応じて年利10.95%の割合で計算した延滞金を徴するものとする。

(財産の管理等)

第14条 事業者は、助成対象経費により取得し、又は効用の増加した財産（以下「取得財産等」という。）については、助成事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、助成金交付の目的に従って、その効率的運用を図らなければならない。

- 2 会長は、取得財産等を処分することにより、収入があり、又はあると見込まれるときは、その収入の全部又は一部を協議会に納付させることがある。

(助成金の経理)

第15条 事業者は、助成事業についての収支簿を備え、他の経理と区分して助成事業の収入額及び支出額を記載し、助成金の使途を明らかにしておかななければならない。

- 2 事業者は、前項の支出額について、その支出内容を証する書類を整備して前項の収支簿とともに、プロジェクトの完了の日の属する年度の終了後5年間（2024年3月31日まで）保存しなければならない。

(帳簿書類の検査等)

第16条 会長は、事業の適正かつ円滑な実施を図るため、必要に応じて事業者に報告を求め、事業に係る帳簿及び証拠書類その他必要な物件を検査できるものとする。

(その他)

第17条 事業者は、特別の事情によりこの要綱に定める算定方法、手続きによることができない場合には、あらかじめ会長の承認を受けてその定めるところによるものとする。

附 則

この要綱は、平成30年4月1日から施行し、施行の日から平成31年3月31日までの事業に適用する。

別表一

自動車関連 産業分野	指定主要業種：輸送用機械器具製造業（31） 指定関連業種：繊維工業（11）、化学工業（16）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、非鉄金属製造業（23）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、生産用機械器具製造業（26）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、電気機械器具製造業（29）、情報通信機械器具製造業（30）、情報サービス業（39）、その他の小売業（60）、技術サービス業（74）
水素・燃料電池関連 産業分野	指定主要業種：電気機械器具製造業（29）、輸送用機械器具製造業（31） 指定関連業種：化学工業（16）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、非鉄金属製造業（23）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、生産用機械器具製造業（26）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、情報サービス業（39）、その他の小売業（60）、技術サービス業（74）
ロボット関連 産業分野	指定主要業種：生産用機械器具製造業（26）、業務用機械器具製造業（27） 指定関連業種：繊維工業（11）、化学工業（16）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、非鉄金属製造業（23）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、情報サービス業（39）、技術サービス業（74）
パワー半導体関連 産業分野	指定主要業種：電子部品・デバイス・電子回路製造業（28） 指定関連業種：繊維工業（11）、化学工業（16）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、非鉄金属製造業（23）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、情報サービス業（39）、技術サービス業（74）
軽量 Ruby による組 込みソフトウェア 開発関連産業分野	指定主要業種：情報サービス業（39） 指定関連業種：電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、技術サービス業（74）

<p>有機 EL 関連 産業分野</p>	<p>指定主要業種：化学工業（16）、生産用機械器具製造業（26）、電気機械器具製造業（29）、情報通信機械器具製造業（30）</p> <p>指定関連業種：プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、窯業・土石製品製造業（21）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、輸送用機械器具製造業（31）、その他の製造業（32）、情報サービス業（39）</p>
<p>再生可能エネルギー 関連産業分野</p>	<p>指定主要業種：電気機械器具製造業（29）</p> <p>指定関連業種：木材・木製品製造業（12）、化学工業（16）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、非鉄金属製造業（23）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、生産用機械器具製造業（26）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、情報通信機械器具製造業（30）</p>
<p>医療福祉機器関連 産業分野</p>	<p>指定主要業種：業務用機械器具製造業（27）、電気機械器具製造業（29）</p> <p>指定関連業種：繊維工業（11）、家具・装備品製造業（13）、パルプ・紙・紙加工品製造業（14）、プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、窯業・土石製品製造業（21）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、生産用機械器具製造業（26）、電子部品・デバイス・電子回路製造業（28）、情報通信機械器具製造業（30）、輸送用機械器具製造業（31）、その他の製造業（32）、情報サービス業（39）</p>
<p>航空機関連 産業分野</p>	<p>指定主要業種：輸送用機械器具製造業（31）</p> <p>指定関連業種：プラスチック製品製造業（18）、ゴム製品製造業（19）、鉄鋼業（22）、非鉄金属製造業（23）、金属製品製造業（24）、はん用機械器具製造業（25）、生産用機械器具製造業（26）、業務用機械器具製造業（27）、技術サービス業（74）</p>
<p>食品製造関連 産業分野</p>	<p>指定主要業種：食料品製造業（9）</p> <p>指定関連業種：飲料・たばこ・飼料製造業（10）</p>

注 括弧内の数字は、標準産業分類番号

別表二

事業名	区分	対象経費	基準額
(1) 社内研修 (外部講師)	人件費	講師等謝金 (※20万円/1日を上限とする) 旅費・宿泊費	参加者1人当たり 10万円かつ 事業者1社当たり 50万円
	その他事業費	テキスト・教材等消耗品費 会場借上料 設備機器等使用料	
(2) 社外研修	人件費	参加者旅費・宿泊費	
	その他事業費	研修・講習会参加費 テキスト・教材等消耗品費 設備機器等使用料	
(3) 他社派遣研修 (1か月以上)	代替要員の人件費	派遣従業員の代替要員として雇用する者の人件費(賃金、通勤手当等、社会保険料、労働保険料)	代替要員1人1月当たり30万円、計180万円
	派遣従業員の人件費	旅費(先進企業等への赴任に係る往路及び復路の交通費)	派遣従業員1人当たり50万円
	その他事業費	滞在費(派遣従業員に係る研修期間中の宿泊料等の滞在費。食費、光熱水費を除く。) 先進企業等において使用する設備機器等使用料 研究機関等の研修費、受講料等	

注1 以下の研修・セミナーに係る経費は、助成対象経費としない。

- ① 職業又は職務に直接的に必要な知識・技能を習得させるもの
- ② 労働安全衛生法で受講等が義務付けられた講習等にかかるもの
- ③ 社会人として一般に必要な知識・技能を習得させるもの
- ④ 通信制による訓練、eラーニング
- ⑤ その他会長が適当でないと認めるもの

注2 「派遣従業員」とは、出向契約等に基づき先進企業等に派遣され、当該先進企業等において実務に従事する自社の従業員をいう。

注3 (2)社外研修及び(3)他社派遣研修の助成対象経費となる人件費については、社内

規定等により労働者に対する支給が義務付けられているものに限る。

注4 (3)他社派遣研修について、助成対象とすることができるのは、1か月以上の期間を要するものとする。

注5 (3)他社派遣研修のうち、自社の従業員を親会社、子会社等特殊な関係にある企業等に派遣するものについては、助成対象としない。

注6 (3)他社派遣研修のうち、代替要員を人材派遣会社から派遣された派遣労働者とするものについては、派遣料金に0.7を乗じて得た額を人件費として取り扱うものとする。

注7 公租公課（消費税など）、官公署に支払う手数料等（印紙代等）、振込手数料は助成対象外とする。